

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
6 貨物の品目分類	6 貨物の品目分類
（省略）	（同左）
（再輸出品及び再輸入品）	（再輸出品及び再輸入品）
6-2 「再輸出品」とは、本邦から輸出する外国産貨物をいい、「再輸入品」とは、本邦に輸入する内国産貨物をいう。 なお、「内国産貨物」及び「外国産貨物」とは、次のものをいう。 内国産貨物 本邦を原産国（原産国の認定基準は <u>関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項</u> （原産地の認定基準））による。において同じ。）とする貨物（当該貨物について、外国において単に改裝、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされるものを含む。） （省略）	6-2 「再輸出品」とは、本邦から輸出する外国産貨物をいい、「再輸入品」とは、本邦に輸入する内国産貨物をいう。 なお、「内国産貨物」及び「外国産貨物」とは、次のものをいう。 内国産貨物 本邦を原産国（原産国の認定基準は <u>関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）</u> 68-3-5（原産地の認定基準））による。において同じ。）とする貨物（当該貨物について、外国において単に改裝、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされるものを含む。） （同左）
7 貨物の国別分類	7 貨物の国別分類
（省略）	（同左）
（国別の選定基準）	（国別の選定基準）
7-2 国（貿易相手国）の選定基準は、次による。 （省略） 輸入については、原産国（ <u>関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項</u> に規定する原産地となる国をいう。）とする。 ただし、原産地が明らかでない貨物及び前記 6-2（再輸出品及び再輸入品）に規定する再輸入の貨物については、積出國（貨物を本邦に向けて積み込んだ国）を原産国とみなす。また、本邦の保税工場又は総合保税地	7-2 国（貿易相手国）の選定基準は、次による。 （同左） 輸入については、原産国（ <u>関税法基本通達 68-3-5</u> （原産地の認定基準）に規定する原産地となる国をいう。）とする。 ただし、原産地が明らかでない貨物及び前記 6-2（再輸出品及び再輸入品）に規定する再輸入の貨物については、積出國（貨物を本邦に向けて積み込んだ国）を原産国とみなす。また、本邦の保税工場又は総合保税地

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
域において加工等された後、移出輸入又は総保出輸入される貨物については、原料課税の適用を受けるもので原料の原産国が特定できる場合を除き、「保税工場・総合保税地域」とする。	域において加工等された後、移出輸入又は総保出輸入される貨物については、原料課税の適用を受けるもので原料の原産国が特定できる場合を除き、「保税工場・総合保税地域」とする。
第 2 章 普通貿易統計	第 2 章 普通貿易統計
21 統計計上貨物	21 統計計上貨物
（省略）	（同左）
（普通貿易統計計上除外貨物）	（普通貿易統計計上除外貨物）
21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。	21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。
（省略）	（同左）
関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 - 2 - 7（旅具通関扱いをする輸出貨物）又は 67 - 4 - 9（旅具通関扱いをする輸入貨物）の規定に基づき旅具通関扱をする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車	関税法基本通達 67 - 2 - 7（旅具通関扱いをする輸出貨物）又は関税法基本通達 67 - 4 - 9（旅具通関扱いをする輸入貨物）の規定に基づき旅具通関扱をする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車、船舶、航空機
無償の <u>救じゅつ品</u> 及び寄贈品（定率法第 14 条（無条件免税））第 3 号及び第 3 号の 2 並びに <u>第 15 条</u> （特定用途免税）第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる輸入貨物及び同種の輸出貨物等）	無償の <u>救じゅつ品</u> 及び寄贈品（定率法第 14 条（無条件免税））第 3 号及び第 3 号の 2 並びに <u>同第 15 条</u> （特定用途免税）第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる貨物）
記録文書その他の書類で無償のもの（定率法第 14 条第 4 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）	記録文書その他の書類で無償のもの（定率法第 14 条第 4 号に掲げる貨物で無償のもの）
（省略）	（同左）
無償の商品見本（定率法第 17 条（再輸出免税））第 1 項第 7 号に掲げる貨物等）及び無償の宣伝用物品で、 <u>使用後積み戻されることが明らかな輸入貨物及び積戻し又は輸出される当該貨物並びに使用後再輸入されることが明らかな輸出貨物及び輸入される当該貨物</u>	無償の商品見本（定率法第 17 条（再輸出免税））第 1 項第 7 号に掲げる貨物で無償のもの）及び無償の宣伝用物品で <u>使用後積み戻されることが明らかなもの</u>
一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち次に掲げるもの イ及びロ（省略）	一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち次に掲げるもの イ及びロ（同左）
ハ 輸出する貨物への簡単な取付け、はり付け、封入等のために輸入される貨物（定率法施行令第 31 条（加工用の免税貨物の指定））第 6 号に掲げる貨物等で無償のもの）及び積戻し又は輸出される当該貨物	ハ 輸出する貨物への簡単な取付け、はり付け、封入等のために輸入される貨物（定率法施行令第 31 条（加工用の免税貨物の指定））第 6 号に掲げる貨物で無償のもの）及び積戻し又は輸出される当該貨物

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ニ シリンダー、コンテナー、糸巻その他貨物の容器（定率法第 14 条第 11 号並びに第 17 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び積戻し又は輸出される当該貨物等）	ニ シリンダー、コンテナー、糸巻その他貨物の容器（定率法第 17 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げるもので無償のもの）
ホ 学術研究用品、試験品及び貨物の性能を試験し、又は貨物の品質を検査するために使用する機器（定率法第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 6 号の 2 に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）	ホ 学術研究用品、試験品及び貨物の性能を試験し、又は貨物の品質を検査するために使用する機器（定率法第 15 条第 1 項第 1 号並びに同第 17 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 6 号の 2 に掲げるもので無償のもの）
ヘ 國際的な運動競技会、國際會議その他これらに類するものにおいて使用される貨物（定率法第 17 条第 1 項第 7 号の 2 に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）	ヘ 國際的な運動競技会、國際會議その他これらに類するものにおいて使用される貨物（定率法第 17 条第 1 項第 7 号の 2 に掲げるもので無償のもの）
ト 入国又は出国する巡回興行者の興行用物品並びに映画製作者の映画撮影用の機器、器具、フィルム、録音用テープ等（定率法第 17 条第 1 項第 8 号に掲げる輸入貨物及び本邦から出国する巡回興行者の同種の輸出貨物等で無償のもの並びにフィルム、録音用テープ等の消耗品で無償のもの）	ト 入国又は出国する巡回興行者の興行用物品並びに映画製作者の映画撮影用の機器、器具、フィルム、録音用テープ等（定率法第 17 条第 1 項第 8 号に掲げる貨物で無償のもの及びフィルム、録音用テープ等の消耗品で無償のもの）
チ 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための貨物（定率法第 17 条第 1 項第 9 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）	チ 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための貨物（定率法第 17 条第 1 項第 9 号に掲げるもので無償のもの）
リ～ワ（省略） 天皇及び内廷にある皇族の用に供される貨物（定率法第 14 条第 1 号に掲げる輸入貨物及び同種の輸出貨物）	リ～ワ（同左） 天皇及び内廷にある皇族の用に供される貨物（定率法第 14 条第 1 号に掲げる貨物）
本邦に来遊した外国の元首若しくはその家族又はその随行員に属する貨物（定率法第 14 条第 2 号に掲げる輸入貨物及び積戻し又は輸出される当該貨物）	本邦に来遊した外国の元首若しくはその家族又はその随行員に属する貨物（定率法第 14 条第 2 号に掲げる貨物）
外交官用貨物（定率法第 16 条((外交官用貨物等の免税))第 1 項に掲げる輸入貨物及び積戻し又は輸出される当該貨物）	外交官用貨物（定率法第 16 条((外交官用貨物等の免税))第 1 項に掲げる貨物）
～（省略）	～（同左）

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前																																		
別紙第 1 統 計 国 名 符 号 表			別紙第 1 統 計 国 名 符 号 表																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国名符号</th><th>国 名</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>228</td><td><u>セ ル ビ ア</u></td><td>(旧ユーゴスラビア連邦共和国)</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>247</td><td><u>モ ン テ ネ グ ロ</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	国名符号	国 名	備 考	(省略)	(省略)	(省略)	228	<u>セ ル ビ ア</u>	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)	(省略)	(省略)	(省略)	247	<u>モ ン テ ネ グ ロ</u>		(省略)	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国名符号</th><th>国 名</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>228</td><td><u>セ ル ビ ア 共 和 国</u></td><td>(旧ユーゴスラビア連邦共和国)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>247</td><td><u>モ ン テ ネ グ ロ 共 和 国</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	国名符号	国 名	備 考	(同左)	(同左)	(同左)	228	<u>セ ル ビ ア 共 和 国</u>	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)	(同左)	(同左)	(同左)	247	<u>モ ン テ ネ グ ロ 共 和 国</u>		(同左)	(同左)	(同左)
国名符号	国 名	備 考																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			
228	<u>セ ル ビ ア</u>	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			
247	<u>モ ン テ ネ グ ロ</u>																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																			
国名符号	国 名	備 考																																			
(同左)	(同左)	(同左)																																			
228	<u>セ ル ビ ア 共 和 国</u>	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)																																			
(同左)	(同左)	(同左)																																			
247	<u>モ ン テ ネ グ ロ 共 和 国</u>																																				
(同左)	(同左)	(同左)																																			

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>別紙第 2</p> <p>税 関 符 号 表</p> <table border="1"><thead><tr><th>符号</th><th>事 務 所 名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>(省略)</td></tr><tr><td><b>6 0 4 0</b></td><td><b>博多税関支署</b></td></tr><tr><td>6 0 4 1</td><td><u>博多税関支署福岡外郵出張所</u></td></tr><tr><td><b>6 0 5 0</b></td><td><b>福岡空港税関支署</b></td></tr><tr><td></td><td>(省略)</td></tr></tbody></table>	符号	事 務 所 名		(省略)	<b>6 0 4 0</b>	<b>博多税関支署</b>	6 0 4 1	<u>博多税関支署福岡外郵出張所</u>	<b>6 0 5 0</b>	<b>福岡空港税関支署</b>		(省略)	<p>別紙第 2</p> <p>税 関 符 号 表</p> <table border="1"><thead><tr><th>符号</th><th>事 務 所 名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>(同左)</td></tr><tr><td><b>6 0 4 0</b></td><td><b>博多税関支署</b></td></tr><tr><td>6 0 4 1</td><td><u>博多税関支署博多外郵出張所</u></td></tr><tr><td><b>6 0 5 0</b></td><td><b>福岡空港税関支署</b></td></tr><tr><td></td><td>(同左)</td></tr></tbody></table>	符号	事 務 所 名		(同左)	<b>6 0 4 0</b>	<b>博多税関支署</b>	6 0 4 1	<u>博多税関支署博多外郵出張所</u>	<b>6 0 5 0</b>	<b>福岡空港税関支署</b>		(同左)
符号	事 務 所 名																								
	(省略)																								
<b>6 0 4 0</b>	<b>博多税関支署</b>																								
6 0 4 1	<u>博多税関支署福岡外郵出張所</u>																								
<b>6 0 5 0</b>	<b>福岡空港税関支署</b>																								
	(省略)																								
符号	事 務 所 名																								
	(同左)																								
<b>6 0 4 0</b>	<b>博多税関支署</b>																								
6 0 4 1	<u>博多税関支署博多外郵出張所</u>																								
<b>6 0 5 0</b>	<b>福岡空港税関支署</b>																								
	(同左)																								

## 新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第 7 減免税条項等符号表 (定率法の部)(省略) (暫定法の部)				別紙第 7 減免税条項等符号表 (定率法の部)(同左) (暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	
27054	法第 8 条第 1 項第 1 号 令第 20 条第 1 項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等) " (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等) " (革製履物の甲)		27054	法第 8 条第 1 項第 1 号 令第 20 条第 1 項	加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等) " (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等) " (革製履物の甲)	
27055	法第 8 条第 1 項第 2 号 令第 20 条第 3 項	" (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等)		27055	法第 8 条第 1 項第 2 号 令第 20 条第 3 項	" (じゅうたん、ニット製衣類、織物製衣類等)	
27057	法第 8 条第 1 項第 3 号 令第 20 条第 5 項	" (革製履物の甲)		27057	法第 8 条第 1 項第 3 号 令第 20 条第 5 項	" (革製履物の甲)	
27058	法第 8 条第 1 項第 4 号 令第 20 条第 7 項	" (革製の自動車用腰掛けの部分品)		27058	法第 8 条第 1 項第 4 号 令第 20 条第 7 項	" (革製の自動車用腰掛けの部分品)	
28041	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 1 号	軽減税率等適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)		28041	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 1 号	軽減税率等適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)	
28042	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 2 号	" (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)		28042	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 2 号	" (配合飼料製造用ミルク及びクリーム)	
28043	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 3 号	" (配合飼料製造用木工イ等)		28043	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 3 号	" (配合飼料製造用木工イ等)	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
28044	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 4 号	〃 (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)		28044	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 4 号	〃 (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等)	
28008	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 5 号	〃 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)		28008	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 5 号	〃 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード)	
28001	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 6 号	〃 (コーンスターク製造用とうもろこし)		28001	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 6 号	〃 (コーンスターク製造用とうもろこし)	
28004	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 7 号	〃 (丸粒とうもろこし)		28004	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 7 号	〃 (丸粒とうもろこし)	
28038	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 8 号	〃 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)		28038	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 8 号	〃 (コーンフレーク等製造用とうもろこし)	
28045	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 9 号	〃 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)		28045	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 9 号	〃 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉等)	
28009	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 10 号	〃 (アルコール製造用糖みつ)		28009	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 10 号	〃 (アルコール製造用糖みつ)	
28030	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 11 号	〃 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)		28030	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 11 号	〃 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)	
28003	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 12 号	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)		28003	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 12 号	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	
28011	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 13 号	〃 (石油化学製品製造用揮発油)		28011	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 13 号	〃 (石油化学製品製造用揮発油)	
28061	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 14 号	〃 (石油化学製品製造用灯油)		28061	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 14 号	〃 (石油化学製品製造用灯油)	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
28062	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 15 号	〃 (石油化学製品製造用 軽油)		28062	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 15 号	〃 (石油化学製品製造用 軽油)	
28019	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 16 号	〃 (農林漁業用重油及び 粗油)		28019	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 16 号	〃 (農林漁業用重油及び 粗油)	
28037	<u>法第 9 条第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 17 号	〃 (電解精製用鉛の塊 [課税価格が 165.37 円 / kg 超の もの])		28037	<u>法第 8 条の 9 第 1 項</u> 令第 34 条第 1 項第 17 号	〃 (電解精製用鉛の塊 [課税価格が 165.37 円 / kg 超の もの])	
28063	<u>法第 9 条第 2 項</u> 令第 34 条第 2 項	〃 (トマトケチャップ等 製造用のトマトピ ューレー及びトマ トペースト)		28063	<u>法第 8 条の 9 第 2 項</u> 令第 34 条第 2 項	〃 (トマトケチャップ等 製造用のトマトピ ューレー及びトマ トペースト)	

(注)(省略)

(特例法の部) 及び(その他)(省略)

(注)(同左)

(特例法の部) 及び(その他)(同左)